

携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の 在り方に関する懇談会の検討課題について

2007年10月9日

モバイルメディア企画株式会社

目次

1、提案の前提について

2、制度分野に関する課題

- 2-1 2010年施行予定の法体系に対する課題
- 2-2 免許を割り当てる事業者の要件
- 2-3 電波の有効利用を考慮した割当周波数帯域幅
- 2-4 免許割当時期とスケジュールについて
- 2-5 サービス提供地域とそれに伴う免許の割当
- 2-6 著作権・著作隣接権
- 2-7 ハード・ソフト分離のあり方、および、その第三者利用のあり方について

3、技術分野

4、ビジネスモデル分野

- 4-1 ネットワークのオープン化や水平分離／統合モデルの可能性について
- 4-2 国際ローミング等の考慮について

5、その他

1、提案の前提について

ここ最近、多くの国で携帯端末向けの試験放送が開始され、今後、商用放送を開始する国が急増することが予想されます。

今まで携帯サービスにおいて世界をリードしてきた我が国は、携帯端末向け放送サービスにおいても世界をリードする立場を固持すべきと考えます。

その実現に向けて、2011年の周波数割当後、速やかに事業を開始できるための各種条件・課題について、下記項目を考慮し、議論が繰り広げられることを希望します。

<提案の前提>

携帯端末向けマルチメディア放送サービス市場の公正競争の促進

国民の共有資産である限られた周波数リソースの有効活用

国際競争力の向上

2、制度分野に関する課題

2-1 2010年施行予定の法体系に対する課題・・・①

2010年度の法体系の見直しに関する中間とりまとめ報告の方向性に賛同します。但し、下記の点は不明瞭なので、議論の中で明確にしていきたい。

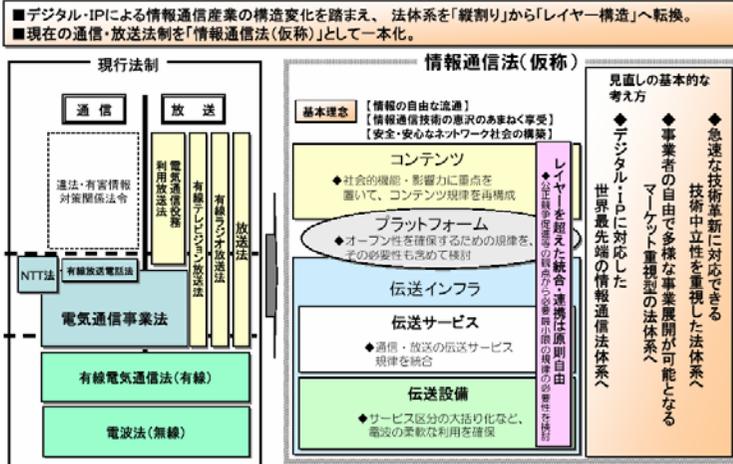
対象範囲の定義が必要

UHF・VHF帯の放送波を利用し、携帯端末向けにコンテンツ・番組を配信するサービスを対象とすべきである

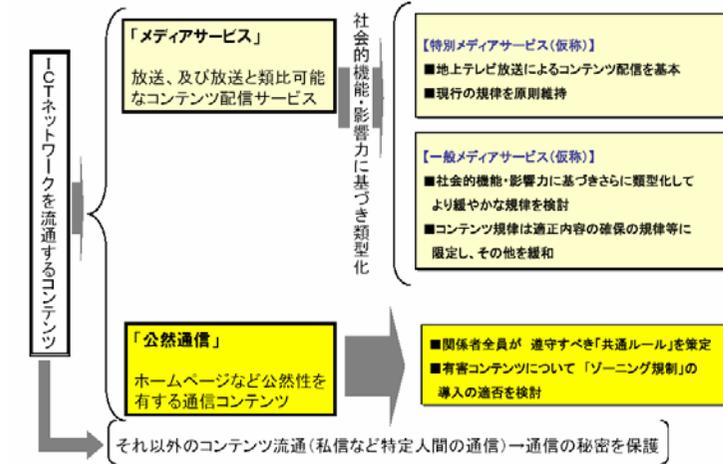
コンテンツ種別の区分が不明瞭

コンテンツに関する法体系におけるコンテンツやサービスの定義を明確にすべきである

2 通信・放送法制の抜本的再編



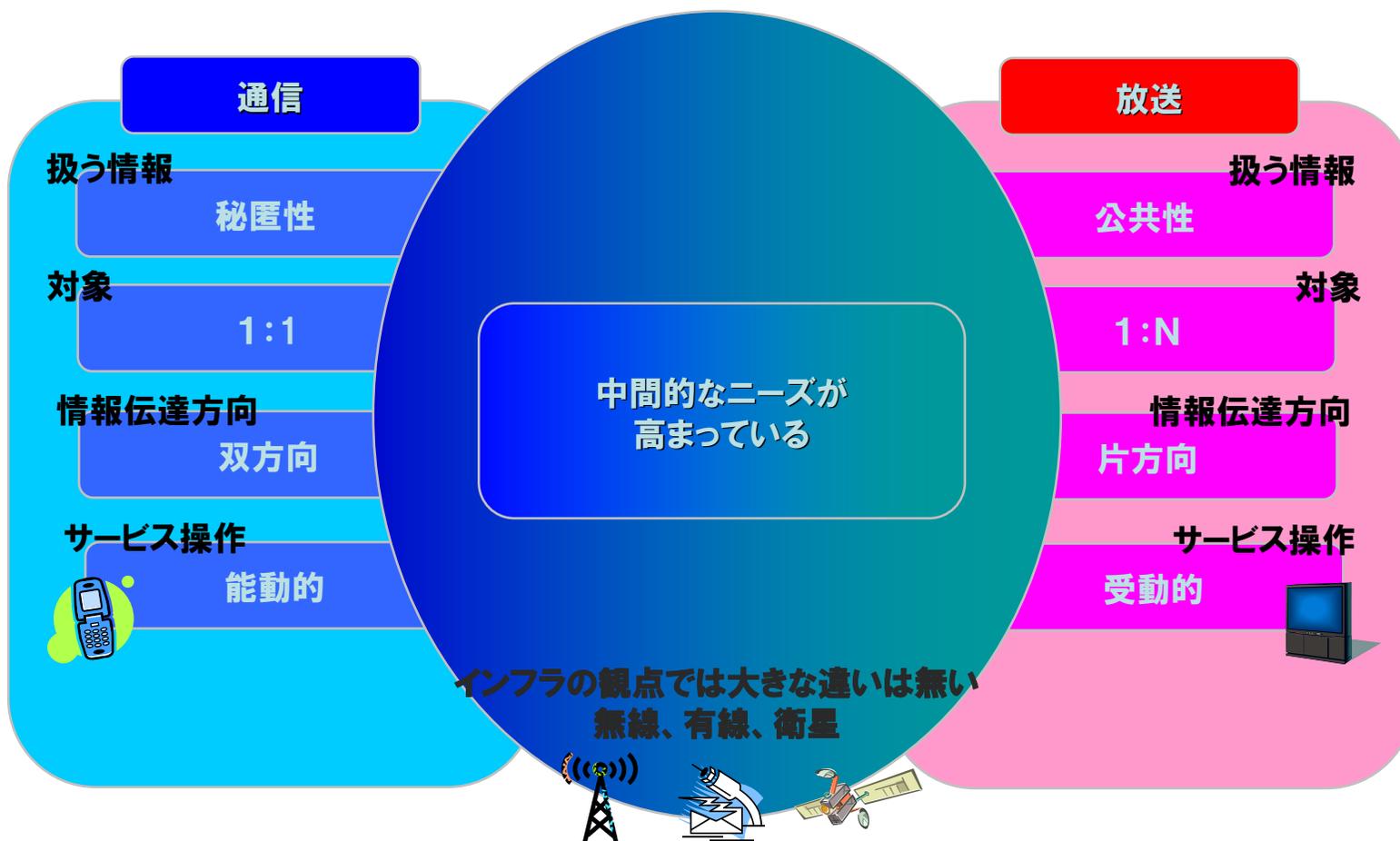
3 コンテンツに関する法体系のあり方



2-1 2010年施行予定の法体系に対する課題……②

従来の通信・放送の定義に属さない中間的なニーズが高まっており、この中間的位置付けで扱われるコンテンツの法体系のあり方を議論することが必要と考えます。

- ・通信網において不特定多数のユーザへ情報配信を行う場合
- ・放送網において特定のユーザへ情報配信を行う場合



2-2 免許を割り当てる事業者の要件

免許割当は、市場発展への寄与、また、サービスの安定運用が可能な事業者を選別すべきである。

市場の活性化

市場の活性化のためにも新規参入を促進すべきである。
既存の携帯端末向けマルチメディアサービスは新規参入とみなすべきではない。

安定したサービスの継続

国民への安定したサービス提供を実現するためにも過去の事業実績を参考にすべきである。

技術革新・サービスの多様化

複数の技術が存在し、技術革新やサービスの多様化が促進される市場環境が望ましい

サービス提供エリア

免許は全国へのサービス提供が可能な事業者へ割り当てることが望ましい

2-3 電波の有効利用を考慮した割当周波数帯域幅

2-5項をご参照願います。

2-4 免許割当時期とスケジュールについて

国民の共有資産である貴重な周波数を有効に活用できるよう、未使用の空白期間をできる限り発生させないための考慮が必要。

事業開始のための準備期間を考慮した免許割当スケジュールの策定が必要

速やかな切り替え

国際競争力の観点から、早期のサービス開始が望ましい。アナログ放送終了時（2011年7月）に速やかに携帯向けマルチメディア放送サービスを開始するための配慮が必要である

サービス準備期間の考慮

携帯端末やサービス関連設備の開発、インフラの構築に必要とされる期間や、商用化前の試験放送期間などを考慮した免許割当スケジュールの策定が必要である

2-5 サービス提供地域とそれに伴う免許の割当

現状の携帯電話事業者の状況、並びに、放送事業者の状況を鑑み、携帯端末向けマルチメディア放送サービスの市場発展に繋がる免許割当を議論すべきと考えます。

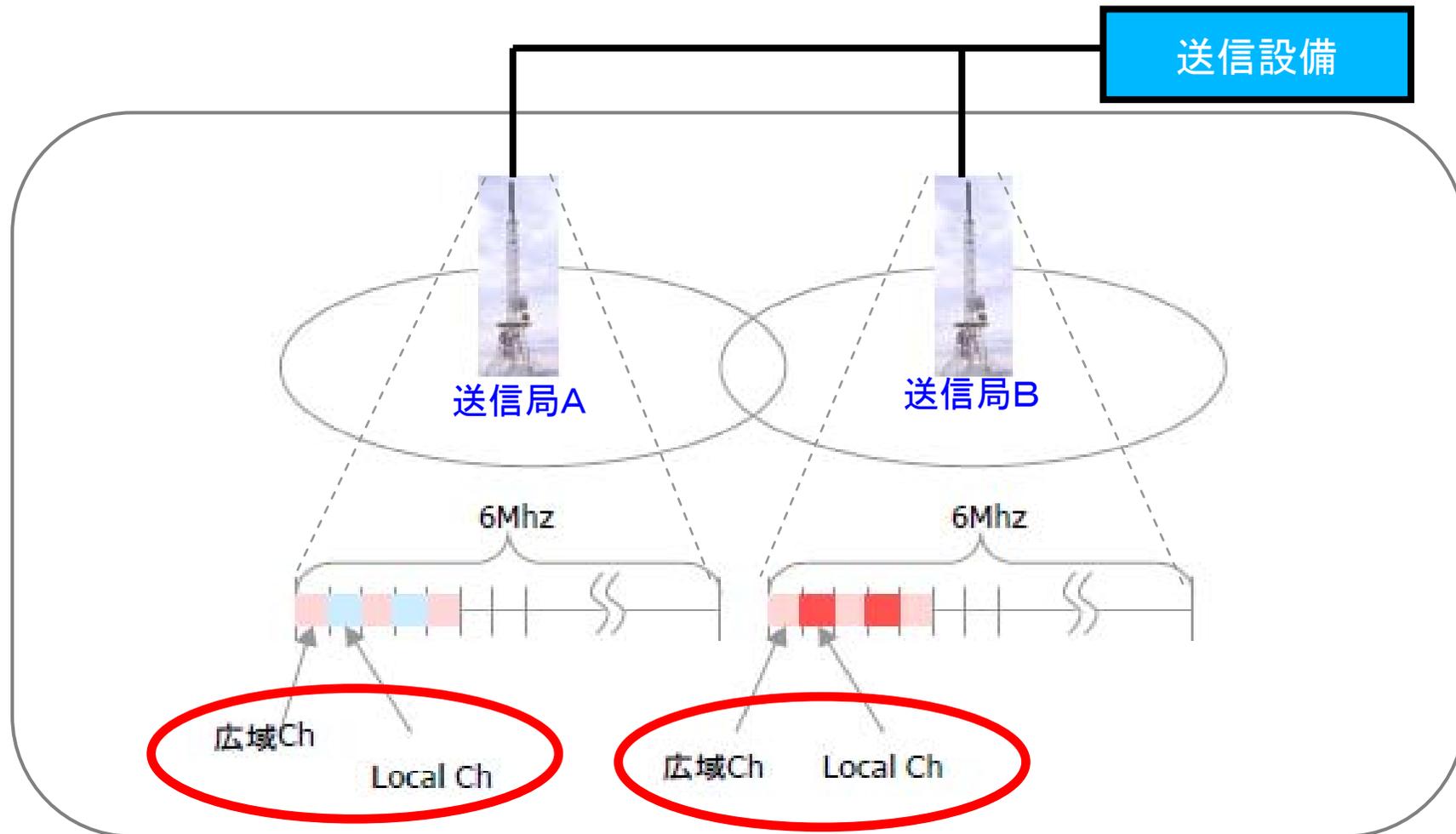
市場発展のために

不必要なエリア的制限を設けることは非効率であり、原則、広域免許とすることが望ましい。
地域別のサービスも、技術的にはなんら問題はない。

コスト低減の観点から

県域免許に比べ広域免許の方が送信局数や送出装置数の低減に繋がり、投資コストを低減できる。その結果、より安価なサービス提供が可能となる。

2-5 参考:MediaFLO・・・地域チャンネルと広域チャンネルの混在



全国どこにいても同じ放送サービス＝広域チャンネル
地域独自の情報サービス＝ローカルチャンネル

2-6 著作権・著作隣接権

著作権法による位置付け

著作権法における、マルチメディア放送の位置付けを明確にすべきである。

コンテンツ流通の活性化促進

マルチメディア放送も、著作権法上の放送と同様に扱われ、多様なコンテンツが流通するよう制度上担保すべきである。

2-7 ハード・ソフト分離のあり方、 および、その第3者利用のあり方について

第4項のビジネスモデル分野にて説明

3、技術分野

3 技術面

限られた貴重な周波数を使用するに当たり、周波数の有効利用が図れる技術が含まれていることが望ましい。また、事業者で自由な事業展開が可能となるよう、技術選択には自由度を持たせることが必要と思われる。

周波数の有効利用

- ・特定の周波数幅において、より多くの情報を伝達できる技術であるか検討されるべきである

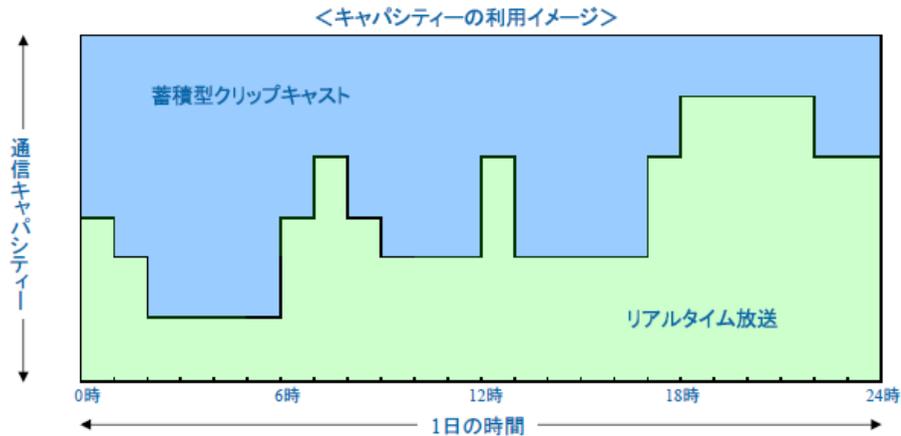
選択できる余地

- ・技術の進化、サービスの多様化を促進させるためには、1つの技術に依存すべきでない
- ・最低二つ以上の技術を選択できることが望ましい

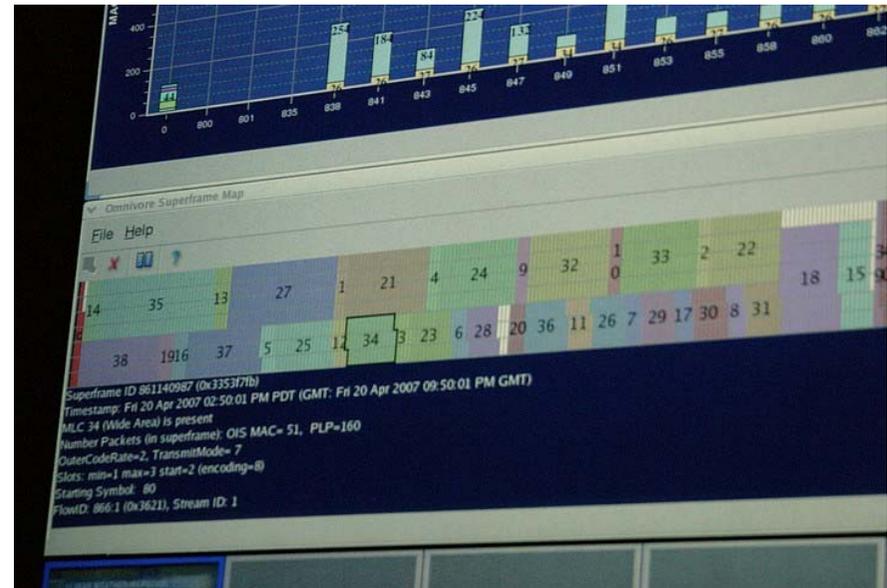
導入コストの低減

- ・国際競争力と導入コストの観点から、グローバル展開が期待される技術方式が検討されるべきである。

3 参考:MediaFLO・・・統計多重による帯域制御



使用状況に応じて、帯域を自動制御。
空いている帯域で蓄積型クリップキャストを実現。



統計多重によるダイナミックに帯域制御するメディアフロー
MediaFLO USAより

4、ビジネスモデル分野

4-1 ネットワークのオープン化や 水平分離／統合モデルの可能性について

競争促進の観点から

競争促進を図り、多様かつ低廉なサービスの提供による利用者利益の実現を図るため、また、電波の公平かつ効率的な利用を確保するため、第3者への帯域の貸出等の配慮が必要

事業展開の自由度

市場のあらゆる環境の変化に対応するため、水平分離型の事業モデルが可能なビジネス環境が必要



<ビジネス環境オープン化イメージ>

4-2 国際ローミング等の考慮について

交通機関の発達により、海外渡航者は増加の一途をたどり、携帯電話サービスにおいては、既にローミングサービスが不可欠な現状となっています。

携帯電話のローミングサービス同様、携帯端末向けマルチメディア放送においても、ローミングサービスに対する需要が高まることが予想されます。

<平成17年における外国人及び日本人の出入国者統計>

| 日本人出国者数 | 外国人入国者数 | 合計 |
|------------|-----------|------------|
| 17,403,565 | 7,450,103 | 24,853,668 |

平成18年4月：法務省入国管理局

国際ローミングを考慮した技術の採用

海外の放送技術をサポートする端末技術、国際ローミングに対応するプラットフォーム、コンテンツ展開が必要

5 その他

国際競争力の向上は、さまざまな観点があり、画一的に考えるべきではないと思います。

(これは、技術方式の観点もその一つですが、コア技術は海外でもそれを利用した製品化、その上のソフトウェア、サービス構築、ビジネスモデルなどの観点で、我が国が世界を牽引していく事も考えられます。)

例えば、海外で開発された技術方式であったとしても、その技術方式の上に、通信との融合サービスのアプリケーションを搭載した、魅力的な端末を製造し、輸出を拡大したり、その技術方式を基にしたビジネスモデルを開発し、海外に展開したり、その上に展開されるコンテンツを海外展開するなど、世界をリードしていくことも可能だと考えられます。